

核拡散と核軍拡の危機に際し、インドに対する原子力協定交渉での日本政府に明確な対応を求める意見書

1998年、日本も共同提案国となり、全会一致で決議された国連安保理決議1172では、インド及びパキスタンに対し、「核兵器開発計画の中止」、「核兵器用の核分裂性物質の生産中止」を求め、「すべての国に対し、インド及びパキスタンの核兵器計画に何らかの形で資する可能性のある設備、物質及び関連技術の輸出の禁止」を求めている。今年の核拡散防止条約（NPT）再検討会議の最終文書でも、「すべての加盟国に対して、核関連輸出が直接的にせよ間接的にせよ、核兵器のまたその他の核爆発装置の開発を支援してはならない」ことを確認している。

また、インドは包括的核実験禁止条約（CTBT）にも署名していない。日本政府が促進している包括的核実験禁止条約（CTBT）の発効要件国のうち未署名国は、インド、パキスタン、北朝鮮だけである。インドとの交渉では、少なくとも包括的核実験禁止条約（CTBT）への署名・批准、インド国内の全ての核施設を査察の対象として、核兵器開発をやめさせることが前提となるべきである。そうでなければ、日本自ら提案した国連決議に反して、核兵器計画に資する可能性のある設備、物質及び関連技術の輸出につながる協定を結ぶことは許されない。

先にインドとの原子力協定を結んでいる米国やフランスから日本の協力への圧力がある背景は、原子炉圧力容器の生産など日本企業が独占的に持つ原子炉関連技術であると言われる。こうした有利な交渉材料を手に、核拡散防止条約（NPT）加盟、包括的核実験禁止条約（CTBT）への署名・批准などを大前提として、核軍縮に向けた原則を掲げて、核実験、保障措置、核燃料の転用防止、再処理・濃縮のような機微技術、核物質生産モラトリアムなど多くの点で軍縮・不拡散への実質的な成果を挙げるべきである。

西之表市では、「非核西之表市宣言」を行うとともに、「南アジアの核軍拡競争を防ぐため、原子力供給国グループ（NSG）での慎重な議論を求める」意見書を採択しており、その意味からも、インドに対する原子力協定交渉で日本政府に明確な対応を求めるよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月17日

鹿児島県西之表市議会